

5 教育対策

(1) 経緯と背景

阪神・淡路大震災による教育施設や文化財に対する被害は、1,096校の学校建築物や143件の国・県・市町指定文化財に及んだ。児童の就学環境の悪化を防ぐことや、文化財の被害総額が100億円を超えるなかでの所有者の負担軽減が重要な課題となった。博物館や芸術文化活動の拠点となるホールなどの施設も被害を受け、県民の文化活動も停滞した。

これに対して行政では、公立学校や公立博物館の復旧には公費を投入し、私立学校の復旧にも国費による補助を行ったが、国庫補助の対象外である専修学校や外国人学校の再建は容易ではなかった。また文化財の被害状況を調査する過程で多くの未指定文化財の被害が確認されたことから、それらの修理費用に対する補助が必要とされた。復興が進んで県民の主体的活動が盛んな時期になると、被災した個人・団体による芸術文化活動を復興させるための助成を求める声があがった。

(2) 事業内容

① 学校施設等の復旧支援

被災した私立学校や専修学校、外国人学校に対しては、「私立学校の復興に対する支援」(p.183-186)により校舎等の復旧資金への利子補給や仮設校舎の設置費補助を行うことで、教育・修学環境の復旧を支援した。さらに、専修学校や外国人学校といった国庫補助制度による支援が届かない教育機関に対しては、施設等の復旧費用に対する補助、教育用備品に対する補助、被災生徒の授業料軽減に伴う補助等きめ細かな支援を行った。

② 文化財等や博物館の復興補助

教育対策のなかで、最も大きな比重を占めているのが「文化財等の復興に対する支援」(p.186-187)である。当時の文化財保護法には現在のような登録文化財制度がなく、一部の重要な指定文化財(風見鶏の館など)にしか復旧費の制度的保障が行われていなかった。そこで文化財修理費助成事業補助によって指定文化財の復興を図る所有者の負担軽減を図るとともに、歴史的建造物等修理費補助によって国庫補助の対象とならない未指定文化財の修理費を補助することで、所有者による建造物の復興を促進した。また「私立博物館等の復興に対する支援」(p.187-189)では、建物や備品の復旧にかかわる経費を補助した。

③ 芸術文化活動の振興

県民の声を反映して始まったユニークな取組みが「芸術文化活動に対する支援」(p.189)である。震災1周年の節目に、復興基金事業として被災者の主体的活動を支援するための事業が求められるなかで、被災地芸術文化活動補助が採択された。この事業により演奏会の開催や詩集の出版といった、被災者個人や芸術団体の行う活動に補助金が交付された。こうした取組みは芸術家たちからも好評であり、当初の1年間という予定を超えて復興基金事業の10年目まで延長された。

1. 私立学校の復興に対する支援

1-1 私立学校復興支援利子補給

(1) 趣旨

目的：被災した県下の私立学校に対し、日本私学振興財団等の借入について利子補給を行うことにより「兵庫の私学」の復興を支援することを目的とする。

事業年度：平成7年度～13年度

(2) 内容

■利子補給対象者

震災により被災した県下の私立学校(幼稚園～高校、短大・大学、専修学校・各種学校)の設置者

■利子補給対象経費

日本私学振興財団又は社団法人兵庫県私学振興協会から災害復旧のために平成6年度から平成8年度までに借り入れたもののうち、校舎等の施設整備に係るもの。

■利子補給率

2.5%（利子補給対象限度額：5,000万円/校）

(3) 実績と成果

支援校数：87件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	39	16,119	10	86	83,284	13	31	10,531	
8	154	72,448	11	86	82,941				
9	86	83,944	12	84	63,019				
							計	—	412,286

1-2 私立学校仮設校舎事業補助

(1) 趣旨

目的：被災した県下の私立学校に対し、仮設校舎を設置する経費の一部を補助し、その授業再開の推進を図る。

事業年度：平成7年度～9年度

(2) 内容

■補助対象者

震災により被災した県下の私立学校（幼稚園～高校、専修学校、各種学校（外国人学校を含む。））

■補助対象施設

平成6年度及び平成7年度に設置された仮設校舎（仮教室、仮便所、仮職員室等）で私立学校建物其他災害復旧費補助（国庫補助）充当事業に係るもの。

■補助率

仮設校舎の建設・リースに要する経費の1/8以内

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)
7	33	287,767
8	15	26,268
9	5	13,257
計	53	327,292

I-3 私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助

(1) 趣旨

目的：被災した県下の私立学校等のうち、施設等の復旧費が国庫補助の対象となっていない専修学校及び外国人学校に対して補助を行うことにより、早期復旧を図る。

事業年度：平成7年度～8年度

(2) 内容

■補助対象者

施設等の復旧費が国庫補助の対象となっていない私立専修学校及び外国人学校で、工事費の額が学校の区分に応じ下表の金額以上のもの

学校の区分		工事費の額
私立専修学校	高等課程を置くもの	210万円
	専門課程、一般課程を置くもの	240万円
外国人学校	幼稚園相当	60万円
	小学校、中学校相当	150万円
	高等学校相当	210万円

■補助対象経費

私立専修学校・外国人学校の所有に係る次の施設の復旧費

- ① 建物 ② 建物以外の工作物 ③ 土地・借用土地
④ 設備 ⑤ 応急仮設校舎

■補助率：1/2以内

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)
7	6	66,300
8	1	4,532
計	7	70,832

1-4 私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助

(1) 趣旨

目的：被災した県下の私立専修学校・外国人学校に対し、教育活動の円滑かつ迅速な再開を図るため、教育用機器備品等の復旧経費に対して補助を行う。

事業年度：平成7年度

(2) 内容

■補助対象者

被災した私立専修学校及び外国人学校

■補助対象経費

震災により被害を受けた機器備品等の購入費及び補修費並びに消耗品の購入費（但し、1校当たりの事業費は最低60万円以上とする）

■補助率

1/2以内（ただし、災害復旧事業費及び生徒数により補助金上限額を設定）

(3) 実績と成果

平成7年度 45件 132,443千円

1-5 私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助

(1) 趣旨

目的：被災した生徒の授業料等の軽減を行う私立専修学校及び外国人学校に対し、その一部を補助することにより教育の機会確保を図る。

事業年度：平成7年度

(2) 内容

■補助対象者

私立専修学校、外国人学校

■補助対象経費

被災した生徒のうち、次の者に対して行われる授業料、入学料等の軽減事業に要する経費

- ① 学資負担者が死亡又は3か月以上の長期入院となった生徒
- ② 学資負担者の住宅が全半壊、全半焼した生徒

■補助金額

軽減額に0.8を乗じて得た金額と下記表に定める軽減単価とを比較して少ない方の金額

※軽減単価の表（単位：円）

区分	専修学校	外国人学校			
		幼稚園相当	小学校相当	中学校相当	高校相当
入学時納付金	200,000	30,000	40,000	40,000	80,000
経常時納付金（月額）	38,000	18,000	26,000	28,000	28,000

(3) 実績と成果

平成7年度 41件 326,473千円

II. 文化財等の復興に対する支援

II-1 文化財修理費助成事業補助

(1) 趣旨

目的：被災した文化財の復興を図るため、被災事業者が実施する文化財の修理費用の一部を補助することにより、文化財の保全を図る。

事業年度：平成7年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

被災した国・県・市町指定文化財の所有者又は管理者で、指定文化財の復興を図ろうとする者。
神戸市については、以下の文化財所有者又は管理者を含む。

- ・神戸市都市景観条例による景観形成重要建築物、北野町山本通都市景観形成地域内の伝統的洋風建築物
- ・神戸市民の環境を守る条例による文化環境保存区域内の歴史的建造物

■補助率

修理費用のうち所有者負担額の1/2

(例) 国指定文化財修理費の負担割合 (国庫補助率70%の場合)

	国庫補助	県費補助	市町補助	所有者	内 復興基金
負担割合	70%	10%	10%	5%	5%

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	68	162,953	11	0	0	15	0	0	
8	26	150,168	12	0	0	16	0	0	
9	10	130,827	13	0	0				
10	3	99,344	14	0	0				
							計	107	543,292



〈復旧前〉



〈復旧後〉

II-2 歴史的建造物等修理費補助

(1) 趣旨

目的：被災した歴史的建造物等復興を図るため、被災事業者が実施する修理費用の一部を補助することにより、歴史的建造物等の保全を図る。

事業年度：平成7年度～17年度

(2) 内容

■補助対象者

災害救助法適用地域内に所在する、被災した歴史的建造物等の所有者又は管理者で、歴史的建造物等の復興を図ろうとする者。

※「歴史的建造物等」とは以下の歴史的建造物及び文化的建造物をいう。

歴史的建造物	各市町が市町景観形成条例に基づき告示したもの、市町景観形成条例及び市町文化財保護条例に基づく指定候補物件として市町が周知を目的として刊行物で公表したものの他の歴史的建造物で、学術的にも重要性を認められた建物
文化的建造物	地域文化の形成上重要な役割を果たすものとして、市町教育委員会の推薦があった建物で、兵庫県教育委員会が設置した「文化的建造物審査委員会」が地域文化の復興と継承のため重要であると認めたもの

■補助率

修理費用のうち所有者負担額の1/2（上限1,000万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	29	99,347	11	15	56,303	15	2	10,000	
8	144	471,760	12	4	15,850	16	4	20,000	
9	69	272,602	13	4	15,546	17	5	25,000	
10	24	94,201	14	4	16,162				
							計	304	1,096,771

III. 私立博物館等の復興に対する支援

III-1 私立登録博物館修理費補助

(1) 趣旨

目的：被災した私立博物館等の復旧を図るため、災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、社会教育の振興に資する。

事業年度：平成7年度～11年度

(2) 内容

■補助対象者

被災した私立博物館等の設置者で、博物館等の復旧を図ろうとする者。

■補助対象施設

私立登録博物館	博物館法第2条第1項に規定する「博物館」
私立博物館類似施設	博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模を持つ施設
私立博物館相当施設	同法第29条に規定する「博物館に相当する施設」

■補助対象経費

補助対象施設の次にあげる復旧事業費に係る所有者負担費用

- ① 建物被害
 - 〔新築復旧〕 182,300円/㎡×延べ床面積を上限
 - 〔補修復旧〕 91,150円/㎡×補修面積を上限
- ② 備品（展示品も含む。）
 - 1施設5,000万円を上限

■補助率

私立登録博物館：1/2

私立博物館類似施設、私立博物館相当施設：1/3



〈復旧前〉



〈復旧後〉

III-2 私立博物館類似施設修理費補助

III-1 私立登録博物館修理費補助 (P.187) 参照



〈復旧前〉



〈復旧後〉

III-3 私立博物館相当施設修理費補助

III-1 私立登録博物館修理費補助 (P.187) 参照

(3) 実績と成果

私立登録博物館修理費補助			私立博物館類似施設修理費補助			私立博物館相当施設修理費補助		
年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
7	5	113,736	7	8	71,543	7	2	13,933
8	3	18,548	8	4	43,164			
9	1	8,487	9	2	28,258			
10	1	433	10	3	42,691			
11	1	485	11					
計	11	141,689	計	17	185,656	計	2	13,933

IV. 芸術文化活動に対する支援

IV-1 被災地芸術文化活動補助

(1) 趣旨

目的：被災地内に活動拠点を有し、芸術・文化活動を継続的に行っている団体・個人の県内での活動費用を補助することにより、芸術文化団体等の活動範囲を広げ、活動の活性化を図り、広く県民に芸術文化鑑賞の機会を提供し、県内の芸術文化の振興を図る。

事業年度：平成8年度～16年度



〈演劇活動〉

(2) 内容

■補助対象者

被災地内に活動拠点を有し、芸術・文化活動を継続的に行っている団体・個人。（公共団体、公共的団体及び自ら芸術・文化活動を行わない営利企業を除く。）

■補助対象事業

平成8年4月1日から平成17年3月31日までに実施される下記の事業

- ① 県内で開催される音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術の公演、美術作品の展示等の事業
- ② 文芸作品（小説、詩、短歌、俳句、川柳等）出版事業

■補助率

会場使用料又は印刷費の各1/2以内（補助限度：50万円。ただし14年度は40万円、15年度は35万円、16年度は30万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
8	161	32,942	11	247	60,813	14	174	34,288
9	197	39,703	12	206	47,490	15	193	38,743
10	241	54,575	13	184	39,684	16	198	35,975
計						計	1,801	384,213